



整理番号 401

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 〈上下水道使用水量検針票〉

平成 31年 4月分使用水量のお知らせ

検針日 31年 4月 12日 検針員 [REDACTED]

使用住所 宇佐市大字四日市88-4

方 書

氏 名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768

用途・口径 営業用・13mm

量水器の種類 上水

今 回 指 針 343 m<sup>3</sup>

前 回 指 針(-) 335 m<sup>3</sup>

取 替 水 量(+) 0 m<sup>3</sup>

今回使用水量 8 m<sup>3</sup>

今回検針分振替日・納期限 平成31年 5月 31日

上水道 8 m<sup>3</sup> ( 1,620 ) 円

下水道 8 m<sup>3</sup> ( 1,080 ) 円

連絡事項

## 口座振替のお知らせ

2月分 振替日 平成31年 4月 1日

上水道 6 m<sup>3</sup> ( 1,620 ) 円

下水道 6 m<sup>3</sup> ( 1,080 ) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。  
連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 2月分  
上記のうち60%は 1620円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政 務 活 動 費 充 当 額 ( 円)

整理番号 402

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(両目本と別添付)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
尾島保彦事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 4月17日発行)

2019年 3月ご請求分		(2019年 4月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)		9, 264 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE:	* * * * *	
口座番号 ACCOUNT	* * *	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



事業名、使途及び内容等

事務所電話料 3月分  
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 4,632 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 403

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-04 | 100 | \*6,804 | リコーリース (カ)

事業名、使途及び内容等

コピー機リース料4月分

3月28日・29日は選挙事務所として使用のため  
減額精算

あん分による充当の場合

あん分の率 (  $50\% \times \frac{29}{31}$  )

あん分による政務活動費の充当額 ( 3,182 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

収入  
200円  
印紙

19

# パフォーマンス契約書

締結日 2016年 7月 11日

甲と乙とは、この契約に記載される乙製造にかかる複写機・複合機（以下、「機械」といいます）の「パフォーマンス契約」に関して次の通り契約を締結し、この契約成立の証として本書2通を作成の上、甲乙各1通ずつ保持します。

(甲)

住 所

宇佐市大字四日市 88-4

会社名  
(氏名)

大分県議会議員 尾島保彦事務所

尾島保彦

(乙)

住 所  
会社名東京都中央区銀座八丁目13番1号  
株式会社リコー

(乙の代理人)

住 所

会社名  
(氏名)宇佐市大字四日市字荒巻61-8NTT宇佐ビル1F  
リコージャパン株式会社  
大分支社大分営業  
部 長 橋 詰 聖 士

(印)

## 別表(1) 料金表

## 1. 「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当りの料金)

- (1) 基本料金 1,500円(300枚外迄の分を含みます)  
(2) 1カウント当たりの料金
- |    |                  |      |
|----|------------------|------|
| イ) | 301 ~ 1,000カウント迄 | 3.3円 |
| ロ) | 1,001カウント 以上     | 3.0円 |

## 2. 「カウント料金の算出方法」

## (1) 算出方法

カウント料金は、機械1台毎に次号の方法により確認された月間の使用カウント数値に応じて、料金表中の各レンジ単価をそれぞれ乗じ、各レンジの金額を合計して算出します。

## (2) カウント数の計算方法

「機械」に装着されたカウンターにより検針します。なお、テスト・不良出力分として、使用カウント数から2%を控除します。

## (3) その他

- ① 開始時のカウント数値  
「機械」の使用開始前に、乙が確認したカウント数値を開始時のカウント数値とします。
- ② カウンターの確認日  
別表(2)に定めた毎月所定のカウンター確認基準日に使用カウント数値の確認を行います。ただし、甲乙の営業日等の事情により、実際の確認日は前後する場合があります。
- ③ カウンターの進み方  
カウンターは、出力(コピー・ファクス・プリンター等の出力含む)1面毎に使用されたカウンターが1カウント進みます。両面出力の場合は、1両面出力毎に使用されたカウンターが2カウント進みます。
- ④ トナー料金  
別表(2)においてトナー有と記載されている場合、トナー料金はパフォーマンスチャージに含まれます。
- ⑤ その他  
パフォーマンス開始時において、カウント開始日(別表(2)の納入日)から所定のカウンター確認基準日までの期間が、1ヶ月に満たない場合、またパフォーマンスの終了時において、最終カウンター確認基準日の翌日から終了日迄の期間が、1ヶ月に満たない場合、この期間の「パフォーマンスチャージ」は、乙の定める方法により計算されるものとします。

以上



ト-08

## リース契約確認書

お客様が契約された会社 [貸主]

リコーリース株式会社

〒 135-8518 東京都江東区東雲1丁目7番12号

契約年月日	2016年 7月 14日
借受年月日	2016年 7月 14日
契約番号	A058863860-000

- ・お客様からお申込みをいただいたリース契約は、左記「契約年月日」欄記載の日付で成立しましたので、ご通知申し上げます。
- ・成立したリース契約の概要は本書面記載のとおりとなりますので、ご確認ください。
- ・万一、お申込み内容と本書面の内容に相違がある場合は、本書面受領後、直ちに当社までご連絡ください。
- ・本書面は「リース契約申込書(◆お客様控え◆)」と一緒に大切に保管してください。

リースは中途解約できません。

(敬称略)

ご契約者 (借主)	〒 879-0471
所在地	大分県宇佐市四日市 8-4
契約者 TEL	0978-33-1839
契約者名	尾島保彦事務所
代表者名	尾島 保彦
ご自宅	
自宅 TEL	

リース条件欄	
月額リース料 (税抜)	6,300円
消費税等	504円
リース月数	60ヶ月
総額リース料 (税抜)	378,000円
消費税等	30,240円
前払回数	回 (最終支払分より遡って充当)
リース開始日	2016年 8月 1日
リース終了日	2021年 7月 31日
支払方法	自動振替
支払日	4日
振替日が金融機関休業日の場合は、その翌日営業日となります	
消費税等 (円未満切捨)	
消費税法等所定の税率により算出された消費税等額となります	
下記のリース契約を解約し、その解約金を含めた契約となります	
契約番号	A040692600-000
再リース料 (年額)	7,560円 (税抜)

再リースをご希望された場合、上記金額に別途消費税等が加算された額を再リース開始時に一括にてお支払いいただきます。

リース物件の表示			
1	物件名	imagio MP 2550RC	
	製造番号等	312680	
	月額 (税抜)	6,300円	台数 1台
	設置場所	尾島保彦事務所	
2	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
3	物件名		
	製造番号等		
	月額 (税抜)	円	台数 台
合計		1物件	1台
(特約条項)			

当社 本契約担当の支社・営業所

〒 812-0013

福岡市博多区博多駅東 2-10-35

博多プライムイースト 3階

リコーリース株式会社

第一業務部 九州支援センター 統括グループ

TEL 050-3819-5216

&lt;個人信用情報の照会・利用および登録について&gt;

当社が加盟する個人信用情報機関：株式会社シー・アイ・シー

登録する情報、登録期間、株式会社シー・アイ・シーの問い合わせ先等につきましては、別にお渡しする「個人情報取扱に関する同意条項」をご参照ください。

万一機械の故障・事故発生の場合は、売主又は保守会社までご連絡下さい

〒 879-0471

大分県宇佐市四日市宇荒巻 61-8番地 NTT宇佐ビル 1F  
リコージャパン株式会社九州事業本部分支社大分北営業所

TEL 0978-32-1020

# ＜ パフォーマンス契約条項 ＞

## 第1条 (定義)

- 本契約(各特約を含む)に用いる用語は、以下の意味を有するものとします。
- (1) 「機械」：乙が製造、販売した複写機・複合機であって、別表(2)に定めるものをいいます。なお、複写機・複合機に乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は、これらを併せて指すものとします。
  - (2) 「パフォーマンス」：「機械」を良好な状態に維持するための保守サービスであり、その具体的な内容は第3条に定めるとおりとします。
  - (3) 「パフォーマンスチャージ」：「パフォーマンス」の対価をいい、その計算方法は別表(1)に定めるとおりとします。
  - (4) 「乙の代理人」：乙を代理して本契約を締結する者をいい、その役割は第4条2項、3項に定めるとおりとします。
  - (5) 「サービス実施会社」：乙の認定を受け、「機械」に対する「パフォーマンス」を実施する会社として別表(2)に定める者をいいます。
  - (6) 「リモートサービス」：「機械」の通信機能により提供される無償のサービスをいい、その詳細はリモートサービス特約条項に定めるとおりとします。

## 第2条 (目的)

乙は、本契約規定の条件に従い「機械」に対して「パフォーマンス」を提供します。

## 第3条 (「パフォーマンス」の内容)

1. 「パフォーマンス」は、以下の各号のサービスにより構成されます。なお、乙が甲に対して提供する「パフォーマンス」の内容は、実施の都度、乙が判断します。
  - (1) 別途乙が定める内容の点検、調整および部品交換。
  - (2) 甲の要請があった場合の故障の修理。
  - (3) 「機械」の使用に必要となる感光体の貸与および交換。
  - (4) 前各号の他、別途乙が「機械」の状態の維持のために必要と判断する措置。
2. 乙は、「パフォーマンス」実施の都度、必要と判断した場合には、甲に対して「機械」の操作方法を指導するものとし、甲は、当該指導内容に従って「機械」を使用するものとします。
3. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所に技術者を訪問させることにより「パフォーマンス」を提供するほか、「機械」に「リモートサービス」が提供されるときは、「パフォーマンス」の一部を「リモートサービス」によって実施することができるものとします。なお、「リモートサービス」には、特約条項に定める特約が適用されます。

## 第4条 (協力会社への委託)

1. 乙は、「サービス実施会社」へ「パフォーマンス」の実施を委託するものとします。
2. 乙は、「乙の代理人」に対して以下の各号の項目を代行させるものとします。
  - (1) 「機械」のカウンター数値の確認。
  - (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収。
  - (3) 本契約の履行、変更および終了等にかかる甲との折衝、交渉。
3. 前2項に定めるほか、乙は、必要に応じて本契約の履行、ならびに権利行使を、「サービス実施会社」または「乙の代理人」に行わせることができるものとします。
4. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」を変更する場合には、事前にその旨を書面にて甲に通知するものとし、甲は、この通知の受領後は、通知書面に記載された者が、「サービス実施会社」または「乙の代理人」となることに同意します。

## 第5条 (「パフォーマンス」の実施時間)

乙は、「パフォーマンス」を「サービス実施会社」の営業時間内に実施するものとします。

## 第6条 (「パフォーマンス」の提供場所)

1. 乙は、別表(2)に定める「機械」の設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとします。
2. 甲は、「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知するものとします。なお、この場合、「機械」の移動は、原則として、乙または「サービス実施会社」が行い、移動に伴う設置、解体および調整費用は、甲の負担とします。

## 第7条 (「パフォーマンス」の対象外の事項)

1. 以下の各号に定める対応は、「パフォーマンス」には含まれません。
  - (1) 「機械」の使用者の故意、取扱上の不注意または誤用による故障の修理。
  - (2) 乙が提供したソフトウェアおよびデータ以外のものを「機械」に搭載したことを原因として発生した故障の修理。
  - (3) 乙の認定する者以外による改造、修理、分解または加工等による故障の修理。
  - (4) 「機械」に接続される電話回線もしくはネットワーク等の回線等(以下、「回線等」といいます。)またはその周辺機器に起因した故障の修理。
  - (5) 「回線等」および周辺機器を通じたウイルス、不正アクセス等により発生した故障の修理。
  - (6) 火災、天災その他不可抗力による災害により生じた故障の修理。
  - (7) 第6条2項、第8条4項、第9条その他本契約に違反したことにより生じた故障の修理。
  - (8) 「機械」または「機械」に搭載されるソフトウェアの仕様変更対応。
  - (9) 前号のほか、「機械」の状態の維持を目的としない追加作業。
2. 甲は、落雷、停電等の不可抗力、「機械」の故障等によって、「機械」に記載したデータ等が消失する可能性があることを認識し、バックアップ等必要な措置を自ら講じるものとします。なお、いかなる事由によっても、乙は、データ等の消失およびその復旧について、責任を負いません。

## 第8条 (トナー供給特約)

1. 本条の規定は別表(2)において、トナー有と記載された「機械」(以下、「トナー込機」といいます。)に関して適用されます。
2. 乙は、トナーを「パフォーマンス」の一部として甲に供給するものとします。
3. トナーは、甲が「乙の代理人」に対して申し出を行ったとき、または「乙の代理人」の巡回時に、「機械」の通常の使用に必要な範囲で供給されるものとします。なお、トナーの交換作業は、甲が自ら行うものとします。
4. 甲に供給されたトナーの所有権は乙に属するものとし、甲は、これを善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。また、甲は、「機械」に対して、乙から供給されたトナー以外のものを使用してはならず、また、「機械」の通常用途のみ、トナーを使用するものとします。
5. 本条2項の規定にも拘わらずに甲がトナーを購入した場合において、乙は、返金、買取等の義務を負いません。

## 第9条 (用紙について)

甲は、「機械」の使用にあたり、乙が推薦する用紙または乙が別途発行する「用紙搬送に関する標準仕様書」の範囲内にある用紙を使用するものとします。

## 第10条 (感光体等の取扱い)

乙が甲に貸与した感光体、ならびに交換した感光体および部品の所有権は、乙に属するものとします。なお、甲は、善良なる管理者の注意をもって感光体を管理し、別途乙が指定する用法に従い「機械」に装着して使用するものとします。

## 第11条 (流用の禁止)

甲は、乙が「パフォーマンス」として貸与、供給した感光体等を目的および方法の如何を問わず、他に譲渡、貸与、担保設定等の流用、または、廃棄、処分等しないものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第12条 (返還義務)

「機械」への「パフォーマンス」が終了した場合、甲は、感光体を速やかに乙に返還するものとします。なお、甲が「トナー込機」を使用する場合、乙が供給したトナーについても同様とします。

## 第13条 (「パフォーマンスチャージ」の支払い)

1. 甲は、乙が別途定める支払い期間内に、「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとします。
2. 「機械」への「パフォーマンス」提供が終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター数値の最終確認に異議なく協力し、最終確認に基づき算出された「パフォーマンスチャージ」を支払うものとします。なお、甲の責に帰すべき理由で当該最終確認がなされなかった場合には、甲は、乙が定める方法により計算された金額をただちに乙に支払うものとします。

## 第14条 (消費税)

「パフォーマンスチャージ」等本契約に基づく料金として表示される金額には、特段の表示のない限り消費税等相当額は含まれません。甲は支払う料金額に課税される消費税等相当額を、それぞれの金額の支払いに併せて乙に支払うものとします。

## 第15条 (追加費用)

乙は、以下のいずれかに該当する場合には、「パフォーマンスチャージ」のほか、甲に対し別途乙が定める費用を請求することができ、甲は、乙の請求に応じてその費用を支払うものとします。

- (1) 第7条に定める「パフォーマンス」対象外の修理、対応等を乙が行う場合。
- (2) 甲の都合により、乙が第5条に定める実施時間外に「パフォーマンス」を実施する場合。
- (3) 「パフォーマンス」を実施する「サービス実施会社」の営業所の所在地から、「機械」の設置場所までの移動に、以下の何れかの事由がある場合。
  - ① 車輦等による走行距離が50kmを超える場合。
  - ② 有料道路等を經由しなければならない場合。
  - ③ 船舶または航空機等による移動を必要とする場合。
  - ④ 宿泊を要する場合。

## 第16条 (「パフォーマンス」の提供期間)

1. 「パフォーマンス」の提供は、別表(2)に記載の納入日に開始し、同じく別表(2)に記載される初回納入日より5年経過をもって終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、前項に定める終了時において、甲が「パフォーマンス」の継続を希望し、かつ、乙がこれを可能と判断する場合には、「パフォーマンス」の提供はさらに1年間継続するものとし、以後も同様とします。

## 第17条 (「パフォーマンスチャージ」の改定)

1. 前条2項に基づく「パフォーマンス」継続にかかる「パフォーマンスチャージ」には、以下に定める金額が加算されるものとします。
  - (1) 開始から1年間については、「パフォーマンスチャージ」(以下、「基準額」といいます。)の8%相当額。
  - (2) 前項のほか、前条1項の「パフォーマンス」の提供期間中であっても、物価、市況の急激な変化、原価等の急騰その他社会情勢の著しい変化により「パフォーマンスチャージ」の改定が必要と乙が認める場合には、乙は、甲と協議の上「パフォーマンスチャージ」を改定することができるものとします。

## 第18条 (「パフォーマンス」の終了)

1. 「機械」が以下の各号のいずれかに該当する場合は、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供は終了するものとします。
  - (1) 甲が、「機械」の廃棄、譲渡、返還等を行い、「機械」の使用を行わなくなった場合。
  - (2) 火災、天災、その他の事由(甲の責に帰すべき事由であるか否かを問わない)により「機械」が全壊または一部破損し、修理に適さない乙が判断した場合。
2. 第16条2項による「パフォーマンス」提供期間中に、「機械」が以下の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に書面にて通知した場合は、乙は、当該書面の条件に従い、「機械」に対する「パフォーマンス」の提供を終了することができるものとします。
  - (1) 「機械」の自然消耗度合いまたは老朽度合いが著しいため、良好な状態の維持が困難と乙が判断した場合。
  - (2) 「機械」に使用される感光体、部品またはトナーの製造中止等により、「パフォーマンス」の提供が困難であると乙が判断した場合。
  - (3) 前二号の他、「パフォーマンス」の提供に困難な相当の事由がある場合。

## 第19条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上および技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
  - (1) 知得時に、すでに公知であった情報。
  - (2) 知得後、自己の責によらず公知となった情報。
  - (3) 知得時に、すでに自己が保有していた情報。
  - (4) 知得後、当該情報に触れることなく自己が独自に開発した情報。
  - (5) 知得後、自己が第三者より正当に取得した情報。
2. 乙は、「サービス実施会社」および「乙の代理人」に対して、前項に定める乙の義務と同様の義務を負わせるものとします。

## 第20条 (免責)

1. 乙は、天災地震、交通インフラの遮断等の不可抗力による本契約上の義務の履行遅延、不履行について、その責任を負いません。
2. 乙は、「機械」の故障および「パフォーマンス」実施による業務停滞、機会損失等の結果について、その責任を負いません。

## 第21条 (契約の譲渡禁止)

甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、本契約にかかる契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、担保に供する等いかなる処分をしてはならないものとします。

## 第22条 (解除)

1. 甲が次の各号の一にでも該当した場合は、甲は、期限の利益を喪失し、直ちに「パフォーマンスチャージ」その他乙に対して負担する金銭債務を支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに「パフォーマンス」の提供を停止することができるものとし、あるいは、催告および自己の債務の履行を提供しないで、本契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 「パフォーマンスチャージ」その他本契約から生ずる金銭債務の支払いを怠った場合。
  - (2) 第8条、第9条、第10条、第11条に違反した場合。
  - (3) 前各号の他、本契約違反に関し30日の予告期間をもって書面で催告されたにもかかわらず、当該期間にかかる違反を是正しない場合。
  - (4) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他の公権力の処分を受け、または、民事再生、会社更生手続の開始、破産もしくは



- 競売を申し立てられ、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 監督官庁より、事業の停止または事業免許もしくは事業登録の取り消し処分を受けた場合。
  - (6) 資本の減少、事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をした場合。
  - (7) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受けた場合。
  - (8) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 乙が前項第3号から第8号の一にでも該当した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとします。
3. 前二項に基づく解除は、解除実施者による損害賠償請求を妨げるものではありません。

#### 第23条 (スポット保守への切替)

1. 甲は、「パフォーマンス」の提供開始から1年経過後は、乙所定の保守形態である「スポット保守」への切替を行うことができます。
2. 甲は、前項の切替を希望する場合、切替希望日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとします。乙が当該通知書面を受領した後、甲および乙は、本契約を中途解約のうえ、乙所定の書式によるスポット保守契約書を締結するものとします。
3. 前項の場合、甲は、本契約の解約時に「パフォーマンス」として貸与された感光体、トナー等を乙に返却するものとし、新たにこれらを乙より購入するものとします。

#### 第24条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲および乙は、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)ではないこと、および「反社会的勢力」が自己の事業活動に支配的な影響力を有していないこと、ならびに本契約の履行が「反社会的勢力」の活動を支援するものではなく、またはそのおそれがないことを誓約します。
2. 甲および乙は、「反社会的勢力」を利用して、または「反社会的勢力」に対して資金、便宜の提供、もしくは出資等の関与をする等、「反社会的勢力」と関係を持つてはならないものとします。
3. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、本契約を解除することができるものとします。

#### 第25条 (契約期間)

1. 本契約は、「機械」への「パフォーマンス」の提供期間中効力を有するものとします。
2. 本契約終了後も、第19条(秘密保持)、第20条(免責)、第21条(契約の譲渡禁止)、第22条3項(解除)、第27条(規定なき事項)、第28条(印紙税)および第29条(管轄裁判所)の規定は、なお効力を存続するものとします。

#### 第26条 (旧契約の終了)

本契約締結前に甲乙間において締結された「機械」の保守に関する契約(以下、「旧契約」といいます。)が存続している場合、本契約の発効をもって、「旧契約」は失効するものとします。

#### 第27条 (規定なき事項)

本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上、友好的な解決を図るものとします。

#### 第28条 (印紙税)

本契約に関連して作成された契約書に賦課される印紙税は、法令等に定める場合を除き、契約書の作成者たる甲および乙の代理人にて均等に負担するものとします。

#### 第29条 (管轄裁判所)

本契約に関わる訴訟は、被告となる当事者の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

#### 【リモートサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(2)で「リモートサービス」を適用しない場合(無に○がついている場合)を除いて、適用されるものとします。

##### 第2条 (「リモートサービス」の内容)

乙は、別表(2)記載の「機械」に対して以下の各号の内容による「リモートサービス」を提供します。

- (1) カウンター自動検針サービス  
本契約の「パフォーマンスチャージ」の締切日に合わせて、毎月のカウンター数値を自動検針するサービス
- (2) 遠隔診断保守サービス
  - ① 故障時自動通報  
「機械」の自己診断機能により故障が検知された場合、どの箇所でもどのような故障が発生したかを乙の管理センターに自動通報するサービス
  - ② 修理依頼通報  
「機械」からのボタン操作で直接乙の管理センターへ修理依頼連絡ができるサービス
  - ③ リモート点検  
「機械」の通報情報および定期的な情報取得結果をもとに、「機械」の状態を診断するサービス
  - ④ リモートファーム更新  
インターネットを経由して乙から「機械」のファームウェアを取得し、更新するサービス

##### 第3条 (「リモートサービス」の実施)

1. 乙は、「リモートサービス」の提供にあたり、甲乙別途協議の上、甲の使用している公衆回線もしくはインターネット環境のいずれかを利用して、これを乙の管理センターと接続するものとします。
2. 甲は、「リモートサービス」の実施に必要な事項について、乙の指示に従い協力するものとします。また、「リモートサービス」に必要な設定等を行う場合、甲は、当該設定等に必要な情報を無償にて乙に提供するものとし、乙は、当該情報に基づきこれを行うものとします。

##### 第4条 (情報の取得と利用)

1. 甲は、「リモートサービス」の提供にあたり、「機械」を特定するための機番情報、「機械」の障害に関する情報、カウンター情報、およびその他稼働に関する情報(以下、「甲の情報」といいます。)を乙が取得することに同意します。なお、「甲の情報」には、「機械」がスキャンした情報または、プリントしたデータなどの情報は含まれず、乙は、これらを取得してはならないものとします。
2. 乙、乙の関連会社および「乙の代理人」は、新製品の開発やサービスの充実に、向上のため、「リモートサービス」によって知り得た「甲の情報」を取得し、利用することができるものとします。

以上

#### 【追加サービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「追加サービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サポート内容)

乙は、「追加サービス」記載のサービス(以下、「本件サービス」といいます。

)の使用に関して以下のサポートを提供します。

- (1) 障害発生時の「本件サービス」と「機械」の障害切り分け支援。
- (2) 「本件サービス」にリビジョンアップ(バージョン番号の小数点以下の数字の変更で表す変更)が生じた際のリビジョンアップ版の提供。

##### 第3条 (追加料金)

別表(1)の「追加サービス」欄記載の金額が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第4条 (「追加サービス」の解約)

甲および乙は、「追加サービス」のいずれか一つまたは全部の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

以上

#### 【フルタイムサービス特約条項】

##### 第1条 (本特約の適用)

本特約は、別表(1)に「フルタイムサービス」の記載がある場合に適用されます。

##### 第2条 (サービス内容)

乙は、別表(1)のフルタイムサービス欄に記載の時間帯に保守サービス(以下、「フルタイムサービス」といいます。)を提供します。

なお、「フルタイムサービス」には、以下の対応は含まれません。

- (1) サプライ(トナー・ペーパー)等の配達
- (2) 部品交換を伴う修理実施

##### 第3条 (フルタイムサービス依頼方法)

乙は、本契約を締結後、速やかに「フルタイムサービス」専用の受付電話番号を甲に連絡いたします。また、甲は、「フルタイムサービス」の提供時間帯に「フルタイムサービス」の提供を依頼する場合には当該受付電話番号に連絡するものとし、乙は、当該受付電話番号を通じて受けた依頼に対してのみ「フルタイムサービス」を提供するものとします。

##### 第4条 (追加料金)

別表(1)の「フルタイムサービス」欄記載の料金が「パフォーマンスチャージ」に追加されます。

##### 第5条 (「フルタイムサービス」の解約)

甲および乙は、「フルタイムサービス」の解約を希望する場合には、解約希望日の2ヶ月前までに乙の定める書面を提出することで解約できるものとします。

##### 第6条 (「フルタイムサービス」の解約に伴う支払)

「フルタイムサービス」が解約された場合は、甲は、乙の定める方法にて算定された最終のフルタイムサービス料金をただちに支払うものとします。

以上

整理番号

404

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ※※ 検針票兼ご請求書 ※※

2019年 5月分 発行日 2019/05/10  
 伝票No 404794-1  
 コード 002-0570

尾島 保彦 様 (#001)

今回検針 5/10 60.8  
 前回検針 4/11 60.6

今回使用量 0.2m<sup>3</sup>  
 (前回使用量 0.1m<sup>3</sup> 前年使用量 0.0m<sup>3</sup>)

ガス基本料金	1,790
ガス従量料金	99
原料費調整額	8
ガス消費税	146

ガス料金 (a) 1,983

設備料金等 (b) 0

今回ガス料金 (a+b) 1,983

本日お買上額 (c) 0

前月繰越金 1,925  
 4月分振替予定額 (5/10) 1,925\*

その他ご請求残高 (d) 0

今回ご請求額 (a)+(b)+(c)+(d) 1,983

<前回分口座振替結果>

3月分のご請求金額 1,868円を  
 4月10日口座振替により領収致しました。  
 ありがとうございました。

株式会社 小野屋  
 宇佐市大字辛島295番地の1  
 TEL:0978-32-0259  
 担当

事業名、使途及び内容等

事務所ガス代 3月分

3月28日・29日は選挙事務所として使用

あん分による充当の場合

あん分の率 (  $50\% \times \frac{29}{31}$  )

あん分による政務活動費の充当額 ( 873 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	405	<b>領収書等の添付様式</b>
------	-----	------------------

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用料金のご案内（ドコモご利用分）

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
XXXXXXXXXX	2019年 3月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	7, 212円	
前月ご請求金額	7, 218円（税込）	
カケホ/ライトプラン (2019年 2月末現在)	継続利用期間は、 2月末で23年 8か月です。 ご契約期間は 1年10か月です。	

| 31-04-10 | 100 | \*7,212 | Dカード"/DCMX

事業名、使途及び内容等	携帯電話料 3月分 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本使用料 2,700円</li> <li>・パケット定額料金 2,900円</li> <li>・消費税 448円</li> </ul> 合計 6,048円
あん分による充当の場合	あん分の率 ( 50% )  あん分による政務活動費の充当額 ( 3,024円 )
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 406

## 領収書その他の証拠書類の添付欄

### 電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告  
付につき福岡  
税務署承認済

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000			
ご契約名義 <u>オシマ ヤスヒコ</u> 様			
2019年4月分		領収金額 円	
		18,626	
領収金額のうち	燃料費等調整額 円	再エネ賦課金 円	
	49	1,867	
	延滞利息 円	消費税等相当額 円	
		1,379	
ご契約アンペア kVA-kW	ご使用量 kWh	振替 ご使用量 夜間	振替 ご使用量 夜間
60	644		
種別	テントウ	ピーク	
取扱金融機関名		口座番号	
*****		*****	
お客さま番号		振替月日	翌月分振替月日
		4:16	5:21
ご使用期間 3月 5日 ~ 4月 3日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-)

### 電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告納  
付につき福岡  
税務署承認済

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000			
ご契約名義 <u>オシマ ヤスヒコ</u> 様			
2019年4月分		領収金額 円	
		5,961	
領収金額のうち	燃料費等調整額 円	再エネ賦課金 円	
	0	0	
	延滞利息 円	消費税等相当額 円	
		441	
ご契約アンペア kVA-kW	ご使用量 kWh	振替 ご使用量 夜間	振替 ご使用量 夜間
12	0		
種別	テントリヨク	ピーク	
取扱金融機関名		口座番号	
*****		*****	
お客さま番号		振替月日	翌月分振替月日
		4:16	5:21
ご使用期間 3月 5日 ~ 4月 3日			

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

### 事業名、用途及び内容等

事務所電気料 (電力) (電灯) 4月分  
上記のうち60%は14,752円

3月28日・29日は選挙事務所として使用

### あん分による充当の場合

あん分の率 (  $50\% \times \frac{29}{31}$  )

あん分による政務活動費の充当額 ( 6,900円 )

### 一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号	407
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-19 家の光 \*906円/トカリ 5

事業名、用途及び内容等

家の光購読料 5月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 408

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-22 | 100 | \*5,666 | RL)リコーシャカ(カ)

事業名、使途及び内容等

コピー機使用料 3月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 2,833 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 409

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証  
屋島 保彦 様

NO:0208030  
2019年04月26日

¥1,080- (全額現金支払)  
(入金分消費税等 80円を含む)

但し、お買上レシートNo.002-33516 品代 担当

お買上店舗  
ナフコ宇佐店 TEL:0978-32-2151  
株式会社ナフコ  
本社：福岡県北九州市小倉北区魚町2-6-10



## お買い上明細

ホームプラザナフコ 宇佐店  
2019年04月26日 12:50  
担:3062037/

21 キヤノン 純正インク BCI  
25216936 ¥1,080

合計 ¥1,080

\*マークは、広告商品です。

ご返品の際は領収証をあわせて、  
お持ち下さい。

事業名、使途及び内容等

パソコン プリンター用インク

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 540 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 410

領収書その他の証拠書類の添付欄

31-04-26	100	*67,000	リウロウ 1) カツマツト
31-04-26	100	*648	定額送金

事業名、用途及び内容等

事務所家賃 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



建物賃貸借契約書  
(店舗・事務所用)

平成 23 年 7 月 30 日

尾島 保彦 様

# 重要事項説明書 (賃貸借用)

平成23年7月30日

尾島 保彦 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。  
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

免許証番号 大分県知事 (5) 第 2176 号  
事務所所在地 宇佐市大字四日市 2 [REDACTED]  
商号 (名称) 有限会社 川島不動  
代表者氏名 代表取締役 川島英 [REDACTED]

説明をする宅地建物取引主任者 大分県知事 第 [REDACTED] 号 氏名 [REDACTED]

物件の表示	所在地	宇佐市大字四日市 88-4		
	種類	事務所		
	名称・構造 面積	(建物の名称)	(構造)	
貸主 (住所・氏名)		[REDACTED]		
		法令及びその他の制限等 賃貸契約書に準ずる		
条件	賃料	月額	¥67000	円
	共益費	月額	2x	円
	駐車場	月額	2台 2x	円
	敷金		0	円
	保証料	(初回)		円
	保険	(2年更新)		円
				円
	用途	住居 事務所		
	契約期間	2年 (更新 <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可)		
	入居人員	名 (子供 <input type="checkbox"/> 可・不可)		
畳・建具等取替費用の負担	<input checked="" type="checkbox"/> 借主・貸主折半			
その他				
設備	ガス	都市・LP	メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 専・割当
	水道	公・私営	メーター	<input checked="" type="checkbox"/> 専・割当
	電気	メーター		<input checked="" type="checkbox"/> 専・割当
	台所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用・共用		
	便所	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗 汲取 <input checked="" type="checkbox"/> 専・共		
	排水	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
	浴室	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無、 <input checked="" type="checkbox"/> 専・共、浴槽 <input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
	電話	設置 <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可		
	下水	<input checked="" type="checkbox"/> 公 浄化槽・汲取		
	エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無		
冷暖房	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無			
駐車場	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (駐車料金 円)			
その他				
使用上の制限	ペット飼育不可			

供託所等	宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区東神田1丁目10番5号
	所属地方本部の名称・所在地	大分本部 大分市顕徳町2-4-15
	弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区大手町1丁目3番3号
管理の委託先	氏名 (商号・名称)	TEL
	住所 (主たる事務所の所在地)	

上記物件の説明を受けました。契約成立時に仲介手数料として賃料の1ヶ月分を支払うことを承諾致しました。

氏名 尾島 保彦



(賃貸借料)

第 4 条 賃貸借料 (家賃) は 1 ヶ月金 円 67,000- 円也  
(うち消費税額: 込 円とし、毎月末日までに 翌月分を  
(銀行振込・甲への持参・集金人払い) の方法により支払う。なお、契約時  
の賃貸借料及び共益費等は 1 ヶ月 30 日とした日割計算とする。

銀行振込の場合

銀行	支店	預金	口座番号	名義人

\* 「振込手数料」は乙の負担とする。

(敷金)

- 第 5 条 乙は敷金として金 円 0- 円也を甲に支払うものとする。
- 2 敷金は、乙が契約終了にともなう建物の明渡しを完了した場合において、未納の賃貸借料、延滞損害金、違約金及び第 18 条の建物明渡しにおける乙の負担すべき費用その他甲の受領すべき金銭を控除したのち返還される。  
この場合、不足が生じたときは、乙は直ちにその不足額を納付しなければならない。
  - 3 乙は前項の場合以外、敷金をもって賃貸借料その他、本契約に関する支払いに充当することはできない。
  - 4 敷金は利子を付けない。

(諸費用)

第 6 条 乙は契約期間中、賃貸借の外に次の各号に掲げる費用を負担する。

- (1) 共益費 月額金 込 円也 (うち消費税額: 円)
- (2) 駐車場 月額金 2 台込 円也 (うち消費税額: 円)
- (3) その他 ( ) 月額金 円也

- (4) 町費等の町内の出資に関する費用。
- (5) 電気・水道、ガス代等その他建物の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるもの。

(賃貸借料等の改定)

第 7 条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは賃貸借料、敷金、共益費及び駐車料の額の改定を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
- (2) 公租公課および建物の維持管理費用、火災保険料、地代等に変動が生じたとき。
- (3) 建物および付属施設に改良が施されたとき。

(公租公課)

第 8 条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃借人の善管義務)

第 9 条 乙は善良な管理者の注意をもって建物を保全し、使用しなければならない。

2 乙は自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意・過失により、建物及び設備等を故障・破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(賃貸人の承諾を必要とする事項)

第 10 条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による承諾を得なければならない。

- (1) 建物を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
- (2) 賃貸物件への看板、掲示板、広告標識等の設置等、施設及び敷地の原状を変更しようとするとき。

(3) 建物の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の原状を変更しようとするとき。

(4) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(賃借人の届出事項)

第 11 条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって届け出なければならない。

(1) 乙がその住所、商号、代表者その他商業登記事項、若くしは、連帯保証人が住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。

(2) 連帯保証人が死亡又は解散したとき。

(3) 建物が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(4) 乙が引続き1ヶ月以上使用しなくなるとき、又は現に建物を使用していないとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は予め甲の書面による承諾を得ることができなければ、次の行為をしてはならない。

(1) この契約による権利を他に譲渡すること。

(2) 乙が自己の費用で設備した造作物等を第三者に譲渡すること。

(3) この契約による権利を担保に供すること。

(4) この契約による賃貸物件の全部、又は一部を第三者に転貸、営業の委託もしくは名義貸等をするとき。

(5) この契約による賃借物件内に居住し、又は人を居住させること。

(解約予告)

第 13 条 甲又は乙は、本契約を解約しようとする場合、それぞれ次の各号によるとともに、立会人を通じて相手方に通知しなければならない。

(1) 甲においては、解約するについての正当な事由がある場合は、解約日  
(建物の明渡し) 前3ヶ月以上の猶予期間をおき予告すること。

(2) 乙においては、解約日(建物の明渡し) 前1ヶ月以上の猶予期間をおき  
予告すること。

(緊急解約)

第 14 条 乙が前条第2項に違約して退居しようとする場合は(緊急解約)、解約予告通知  
のときから1ヶ月分の賃貸借料相当額を負担しなければならない(日割計算)。  
ただし、既納分を差引く。

(契約解除権)

第 15 条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、何ら催告をすることなく、本契約を  
解除できるものとする。

(1) 賃貸借料を2ヶ月分以上滞納したとき。

(2) 第9条から第12条までの条項に違反したとき。

(3) 環境及び共同生活の秩序・平穩等を阻害する行為を反覆したとき。

(4) 建物又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。

(5) 乙が1ヶ月以上行方不明となり、第9条第1項の義務が果されないとき。

(6) 反社会的と認められる団体、(暴力団、過激な政治活動集団等)の構成員と  
して、建物及びその周辺において、警察当局の介入を生じさせる行為を行  
ったとき。

(行方不明の場合の処置)

第 16 条 前条第5号の場合、甲は連帯保証人及び立会人の立会いの上、乙の負担で什器、  
備品等その他の所有物を適宜な方法により任意の場合の場所に保管し、その後

1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄する。

(修 理)

- 第 17 条 建物の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎等にして、本契約の使用目的を達成するのに支障のある損傷又はそのおそれのある場合は、甲の費用負担とするが、その他の損傷は乙の費用負担とする。
- 2 乙は前項の損傷を発見した時は、速やかに甲に通知し修理の実施を求めるものとする。
  - 3 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於て応急修理を行う場合、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於て修理しなければならない。
  - 4 乙の故意又は過失に基づく事由による修理、及び乙所有の造作、設備に対する修理は乙が費用を負担するものとする。

(建物の明渡し)

- 第 18 条 乙は、本契約の期間満了、中途解約、解除にともなう建物の明渡しを行う場合、次の各号に従わなければならない。乙が次の各号の義務を履行しないときは、甲は乙の費用でこれを行うことができる。
- (1) 第10条第3項に基づき原状を変更した場合における原状回復。ただし、甲が原状の回復を希望しない場合は、現況のままとする。
  - (2) 乙の破損又は汚損による建具、壁、付属部品等の修復。
- 2 本契約における建物明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。
- (1) 乙が入居時に搬入したすべての家財・物品等の搬出。
  - (2) 建物内外の清掃及びゴミ・汚物等の撤去・処理。
  - (3) 退去にともなう電気、水道、ガス代等の代金精算手続き及び鍵の返還。



3 乙が建物の明渡し予定日経過後も前項の行為を完了しない場合は次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

(1) 予定建物明渡し日より建物明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃貸借料等の1.5倍に相当する損害金。

(2) 明渡し遅延による損害を受けた者に対する損害金。

4 乙は建物の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求ならびに乙の付加した造作物その他について、買い取り等の請求をしてはならない。

(天災及び火災)

第 19 条 建物が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了し、敷金は返還される。但し、乙の故意・過失による場合は敷金は返還されない。

(延滞損害金)

第 20 条 乙は本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、日歩10銭(1万円につき1日10円)の割合による延滞損害金を支払う。

(賃貸人の立会い)

第 21 条 甲は緊急事態の発生及び建物の維持管理上必要があると認められるときは、建物内に立入ることができる。

(協 議)

第 22 条 本契約に定めのない事項が発生したときは、法規及び一般慣習によるとともに、甲乙協議を行うものとする。

(連帯保証人)

第 23 条 連帯保証人は、乙と連帯して、この契約に基づく一切の債務について履行の責を負う。

- 2 連帯保証人は、本契約の法定更新を含む更新がなされた後も、連帯保証人において、ただちに異議申立がなされない場合、引続きその責を負う。
- 3 甲は連帯保証人が死亡又は解散したとき、その他甲において必要と認めるときは、その変更又は追加を求めることができる。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関する訴訟は、建物の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

「特約事項」

1.本賃貸借契約は、現状有姿の契約とし、敷金については預からないものとする。

この契約の締結を証するため本契約書を保有する。

通を作成し、当事者記名押印の上、甲乙各巻通

平成 23 年 7 月 20 日

甲 (賃貸人)

住 所

氏 名

乙 (賃借人)

本 籍

現住所

氏 名

尾島保彦

連帯保証人

住 所

氏 名

勤務先

Tel

乙 (賃借人) との関係

連帯保証人

住 所

氏 名

勤務先

乙 (賃借人) との関係

仲介業者

免許番号 (建設大臣) 番号 大分県知事 (5) 第 23 号

事務所所在地 大分県宇佐市大字四日市249番地の

商号 (名称) 有限会社 川島不動

代表者氏名 取締役 川島 英

取引主任者

登録番号 登録番号 熊本県知事第 ( ) 号

氏 名 取引主任者

仲介業者

免許番号 (建設大臣・

知事) ( )

事務所所在地

商号 (名称)

代表者氏名

取引主任者

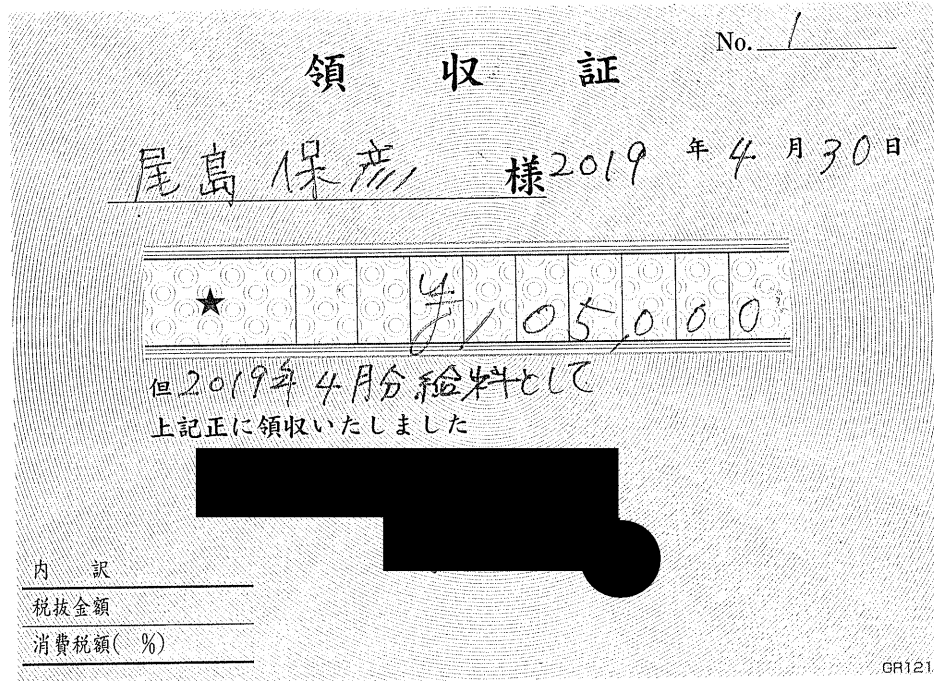
登録番号 ( ) 知事 第 号

氏 名

整理番号 411

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



内 訳  
 税抜金額  
 消費税額(%)

事業名、使途及び内容等

事務員給料 4月分 ※3月28日(5,000円)は、選挙事務所  
 開設準備のため充当しない

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 50,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■		
連絡先	■■■■■	緊急時 連絡先	■■■■■

下記条件にて契約することに同意します。

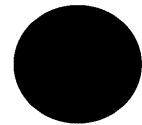
雇用期間	平成27年 4月 30日 ~ 平成31年 4月29日
就業場所	〒879-0471 宇佐市大字四日市88-4
業務内容	政務活動 議会・議員活動資料作成、整理
就業時間	午後 1時00分 ~ 午後 6時00分
休日	土・日・祭日 及び 年末年始（1週間）、盆休み（3日間）
給与（賃金）	月給 ・ 日給 ・ 時給 1,000円
給与支払方法	当月 ・ 翌月 月末 日 支払 （25日 締切）現金
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号

契約書は2通作成し、双方が各1通保有する。

平成27年 4月29日

雇用者 会派名 県民クラブ  
代表者名 尾島 保彦

被雇用者 氏名 ■■■■■



# 領収書等の添付様式

整理番号 412

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 31年4月30日

おじま 保彦事務所 様		3,093 円	
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
		31年4月分 上記金額を領収しました。	

銀行自動振込できます

大分合同新聞 四日市プレスセンター 重松 孝二  
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5

毎度ご愛読ありがとうございます。

◎ 毎日新聞 ◎ 領収証

39 0130 - 00 尾島保彦 様

字佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	消費税	合計
毎日新聞	1	2864	229	3,093

消費税を含む  
毎度ご購読有難うございます。

法鏡寺・四日市南・天津南販売店  
字佐市大字関84 (徳光弘文)  
TEL 33-2117

毎日新聞  
平成 31年 04月分  
領収印

4月30日

ASA 領収証 No. 1

09-38-57256 19/4 四日市 88-4

尾島 保彦 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
西日本新聞	1	3,093	3,093

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

西日本新聞・日経新聞  
朝日新聞大分販売(株)  
宇佐市大字四日市1100-2  
TEL 0978-33-4666 2019 4/30

毎度ご購読ありがとうございます  
お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

尾島 保彦 様

新聞・雑誌名 部数 金額  
「しんぶん赤旗」 1 3,497

ASA 領収証

3,497 円

2019 年 4 月分

上記の金額だけがいただきました。  
ありがとうございました。  
〒874-0910  
別府市石垣西8丁目2-31  
日本共産党北部地区委員会  
TEL 0977-22-6576

領収日 4/30 尾島 保彦

事業名、用途及び内容等	・大分合同新聞購読料 3,093円 ・西日本新聞購読料 3,093円 ・毎日新聞購読料 3,093円 ・赤旗新聞購読料 3,497円 4月分
あん分による充当の場合	
あん分の率 ( )	
あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)	
一部のみ打ち切り充当した場合	
政務活動費充当額 ( ) 円)	



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



【令和 1年 4月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
4月9日	37	5,180	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	1
計		5,180	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	0 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	491 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	491 k m…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	314 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.6395	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,312 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。



政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和1年 4月分】

議員名 尾島保彦



①

ENEOS

納品書(領収)

2019年04月09日 12:22

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-06  
37.00L \*  
140円 ¥5,180  
(内ガソリン税53.80円 ¥1,991)  
合計 ¥5,180  
(内消費税等(8.00%) ¥384)  
クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法: 一括払い  
承認番号: 004461  
現金でお買上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOSポイント残高: 2,880P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸井石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL: 0978-33-5021 SS-060022  
FAX: No 3320-01 デーケー9980-9982  
Eメール 通番17-87609  
2019/04/09

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

令和1年 4 月 1 日

大分県議会議長 殿

## 令和1年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成31年3月	平成34年 3月26日	24
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 注1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。  
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。



# 領収書等の添付様式

整理番号 501

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-07 | 100 | \*1,620 | ストウ03カツ |

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 3月分  
上記のうち60%は 1,620円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 502

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)	
お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER)	00-7909-1649
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	尾島保彦事務所 様
下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。 The following amount was transferred from your account. (2019年 5月19日発行)	
2019年 4月ご請求分	(2019年 5月 7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,819円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *
印紙税申告納 付につき芝 税務署承認済	NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事業名、使途及び内容等

事務所電話料 4月分 3月28日・29日は選挙事務所として使用

あん分による充当の場合

あん分の率 (  $50\% \times \frac{29}{31}$  )

あん分による政務活動費の充当額 ( 4,592円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号	503		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
01-05-07   100   *6,804   リコ-リース (カ)			
事業名、使途及び内容等			
コピー機リース料5月分			
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( 50% )			
あん分による政務活動費の充当額 (		3,402 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 (		円)	

# 領収書等の添付様式

整理番号 504

2019年4月15日発行 1 / 2ページ

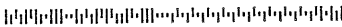
領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用代金明細書

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 今回のご利用明細をご案内申し上げます。  
 ※4月10日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

お支払日	2019年 5月 7日
ご請求金額合計	円

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引落しさせていただきます。契約種のお引落としご希望の場合はお手続きが必要となります。下記ご口座よりお支払日にお引落としいたします。お引落日当日にご利用下さい。

尾島 保彦 様  
  
 101000 D6100031A  
 064134629469983631 00062036#



ご利用のカード名称/カード会員番号 (V:Visa, J:JCB)	
金融機関	
支店	
口座番号	
口座名義	

東海財務局長 (11) 第00172号

利用明細 ENEOSサービスステーションご利用分のポイント対象売上には☆☆を表示しています。

2 / 2ページ

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額 (円)	お支払方法	金額	今回ご請求金額 (円)	摘要
			尾島 保彦 様				1550 ETC 宇佐 大分 普通車
			1230	1回払	1	1230 ETC 宇佐 大分 普通車	19.3.3 ETC特別割引 ☆

01-05-07 | 100 |

事業名、使途及び内容等

ETC利用料金 調査研究費1回 1,230円  
 (5月7日支払い分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

# 領収書等の添付様式

整理番号 505

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ※※ 検針票兼ご請求書 ※※

2019年 4月分 発行日 2019/04/11  
 伝票No. 401871-1  
 コード 002-0570

尾島 保彦 様 (#001)

今回検針 4/11 60.6  
 前回検針 3/ 9 60.5

今回使用量 0.1m<sup>3</sup>  
 (前回使用量 0.0m<sup>3</sup> 前年使用量 0.2m<sup>3</sup>)

ガス基本料金	1,730
ガス従量料金	49
原料費調整額	4
ガス消費税	142

ガス料金 (a)	1,925
設備料金等 (b)	0
今回ガス料金 (a+b)	1,925
本日お買上額 (c)	0
前月繰越金 1,868 3月分振替予定額 (4/10) 1,868*	
その他ご請求残高 (d)	0
<b>今回ご請求額 (a)+(b)+(c)+(d)</b>	<b>1,925</b>

01-05-10 | 100 | \*1,925 | ガス

事業名、用途及び内容等

事務所ガス代 4月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 962 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 領収書等の添付様式

整理番号 506

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用料金の振替日 (トコ生ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 4月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	7,205円	

前月ご請求金額	7,212円 (税込)
カケホ/ライトプラン (2019年 3月末現在)	継続利用期間は、 3月末で23年 9か月です。 ご契約期間は 1年11か月です。

01-05-10 | 100 | \*7,205 | Dカード"/DCMX

事業名、使途及び内容等

携帯電話料 4月分

- ・基本使用料 2,700円
- ・パケット定額料金 2,900円
- ・消費税 448円

合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 3,024円 )

一部のみ打切り充当した場合


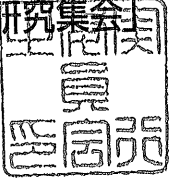
政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 506<sup>9</sup>

領収書その他の証拠書類の添付欄

No 1999

<b>〔領収証〕</b>
<b>¥4,000-</b>
〔但し、人権社会確立第39回全九州研究集会参加費・資料代として〕
上記の金額を領収いたしました 2019年5月14日
「人権社会確立第39回全九州研究集会」 実行委員会
委員長 組 坂 繁  

事業名、使途及び内容等

人権社会確立全九州研究集会 参加費 4,000円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	507		
領収書その他の証拠書類の添付欄			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 20px;"> <span>01-05-20   100  </span> <span>*4,043   RL)リコーシヤパン(カ)</span> </div>			
事業名、使途及び内容等			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>コピー機使用料 4 月分</span> <span>3月28日・29日は選挙事務所として使用</span> </div>			
あん分による充当の場合			
あん分の率 ( $50\% \times \frac{29}{31}$ )			
あん分による政務活動費の充当額 ( 1,890 円 )			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額 ( 円 )			

# 領収書等の添付様式

整理番号 508

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

印紙税申告納付につき福岡  
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
2019年5月分	領収金額 円 18,575
燃料費等調整額 円 -91	再エネ賦課金 円 1,908
延滞利息 円	消費税等相当額 円 1,375
ご契約アンペア kVA-kW 60	ご使用量 kWh 647
種別 テコトウ	ピーク
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日
0452111404000135631	5:21 6:18
ご使用期間 4月4日 ~ 5月8日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面をご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

## 電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

印紙税申告納付につき福岡  
税務署承認済

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
2019年5月分	領収金額 円 5,961
燃料費等調整額 円 0	再エネ賦課金 円 0
延滞利息 円	消費税等相当額 円 441
ご契約アンペア kVA-kW 12	ご使用量 kWh 0
種別 テコリヨク	ピーク
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日
0452111404000135751	5:21 6:18
ご使用期間 4月4日 ~ 5月8日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面をご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

### 事業名、用途及び内容等

事務所電気料(電力)(電灯)5月分  
上記のうち60%は14,721円

### あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 7,360円 )

### 一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 509

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-21 家の光

\*617円/トカリ 6

事業名、使途及び内容等

家の光購読料 6月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 510

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収 2019年5月29日

おじま 保彦事務所 様

銘柄	部数	金額	合計
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
			1年5月分
上記金額を領収しました。			
銀行自動振込できます。			



大分合同新聞 四日市プレスセンター  
重松 孝二  
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5  
毎度ご愛読ありがとうございます。

毎日新聞 領収証

390130 - 00 尾島保彦 様

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	消費税	合計
毎日新聞	1	2864	229	¥3,093
消費税を含む 毎度ご購読有難うございます。				

法鏡寺・四日市南・天津南販売店  
宇佐市大字関84 (徳光弘文)  
TEL 33-2117

毎日新聞  
2019年05月分  
領収印

5/29

支店 区域 添付番号 年月分  
0938 57256 19 5

ASA 領収証

No. 1

四日市 88-4

尾島 保彦 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
西日本新聞	1	3,400	3,400
(消費税込) 上記金額を領収しました。			

西日本新聞・日経新聞  
朝日新聞大分販売(株)  
宇佐市大字石田177-3  
TEL 0978-33-4666

2019.5月29日



毎度ご購読ありがとうございます。  
お客様の個人情報にはASAが責任をもちて管理致します。

尾島 保彦 様

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 金額  
1 3,497



領収書

3,497 円

2019年5月分

上記の金額をいただきありがとうございました。  
〒874-0910  
別府市石垣西8丁目2-31  
日本共産党北部地区委員会  
TEL 0977-22-6576

領収日 5/29 署名

事業名、使途及び内容等

- 大分合同新聞購読料 3,093円
  - 西日本新聞購読料 3,400円
  - 毎日新聞購読料 3,093円
  - 赤旗新聞購読料 3,497円
- 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	511
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-05-30	100	*67,000	ゆめ 1) カシマ
01-05-30	100	*648	定額送金

事業名、使途及び内容等

事務所家賃 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 512

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 〈上下水道使用水量検針票〉

令和 元年 6月分使用水量のお知らせ

検針日 元年 6月 14日 検針員

使用住所 宇佐市大字四日市88-4

方 書

氏 名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768

用途・口径 営業用・13mm

量水器の種類 上水

今回指針	354	m <sup>3</sup>
前回指針(-)	349	m <sup>3</sup>
取替水量(+)	0	m <sup>3</sup>
今回使用水量	5	m <sup>3</sup>

今回検針分振替日・納期限 令和元年 7月 31日

上水道	5 m <sup>3</sup>	( 1,620 ) 円
下水道	5 m <sup>3</sup>	( 1,080 ) 円

連絡事項

## 口座振替のお知らせ

4月分 振替日 令和元年 5月 31日

上水道	8 m <sup>3</sup>	( 1,620 ) 円
下水道	8 m <sup>3</sup>	( 1,080 ) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。  
連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 4月分  
上記のうち60%は 1,620円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 573

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収前  
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649


ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
尾島保彦事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 6月17日発行)

2019年 5月ご請求分 (2019年 5月31日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,575円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



事業名、使途及び内容等

事務所電話料 5月分  
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 4,787円 )

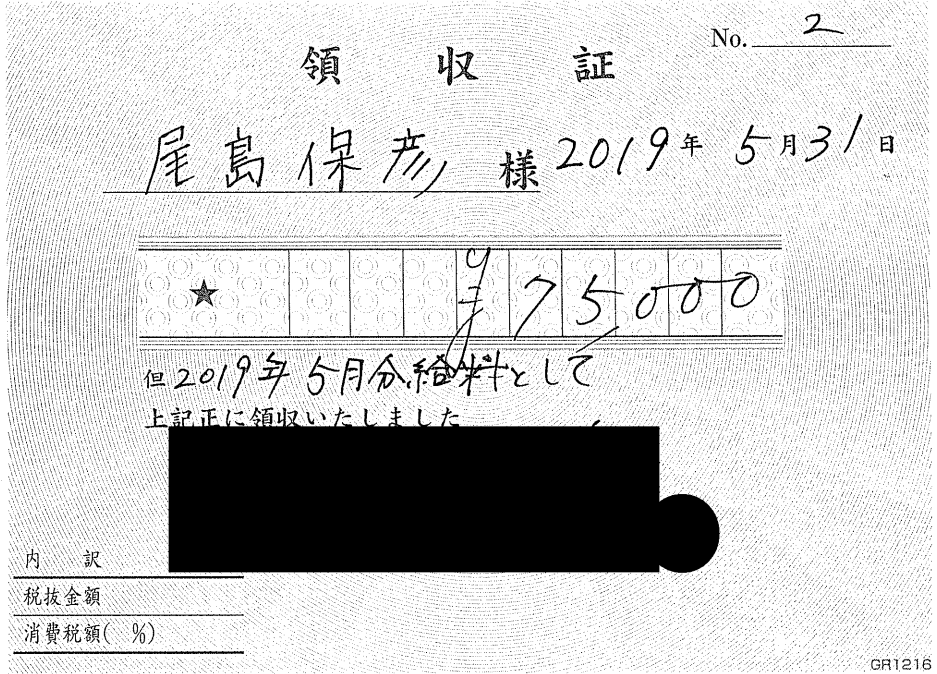
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

領収書等の添付様式

整理番号 514

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

事務員給料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 37,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■		
連絡先	■■■■■	緊急時連絡先	■■■■■

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 31 年 4 月 30 日 ~ 令和 5 年 4 月 29 日
就業場所	〒879-0471 宇佐市大字四日市88-4
業務内容	政務調査 議会・議員活動資料作成、整理
就業時間	午後 1 時 0 分 ~ 午後 6 時 0 分
休日	土・日・祭日及び年末年始（1週間）、盆休み（3日間）
給与（賃金）	月給・日給・ <b>時給</b> 1,000 円
給与支払方法	<b>当月</b> ・翌月 月末 日支払（25 日締切）現金
給与振込先	銀行 支店 普通預金・当座預金 口座番号

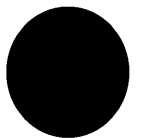
契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 31 年 4 月 29 日

雇用者 会 派 名 県民クラブ

代表者名 尾島 保彦

被雇用者 氏 名 ■■■■■



# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

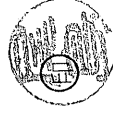
【令和1年 5月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地1	目的地2	目的地3			
			自動車登録番号					
4	よかろうパークの施設現状の調査	自宅	羽馬礼			自宅	64 km	
7	県民クラブ政策企画会議	自宅	県庁			自宅	126 km	
8	臨時議会の議案調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
9	政務活動費報告書修正提出	自宅	県庁			自宅	126 km	
11	屋内スポーツ競技場施設整備の調査	自宅	スポーツ公園			自宅	136 km	
13	大分県高等学校定時制通信制の教育振興について意見交換	自宅	トキハ会館			自宅	124 km	
14	人権社会確立全九州研究会	自宅	ビーコンプラザ			自宅	94 km	
22	宇佐市建設会との意見交換	自宅	川部			自宅	23 km	
24	労働環境を取り巻く状況について意見交換	自宅	ソレイユ			自宅	124 km	
28	肉付け予算について調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
30	農地再造成についての調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
31	女性教職員との意見交換	自宅	高田教育会館			自宅	42 km	
							km	
計							1,237 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 尾島 保彦



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



【令和 1年 5月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5月4日	20	2,920	江藤石油店 宇佐給油所	1
5月13日	39.3	5,659	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	2
5月29日	37.8	5,443	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	3
計		14,022 …①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	491 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	2,972 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,481 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	1,237 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4985	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	6,989 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ



【令和1年 5月分】

議員名 尾島保彦

納品書(領収書)

ご署名

江藤石 澤野

ありがとうございます。  
 でお買上げの場合は  
 領収書にかえさせていただきます。

宇佐給油所 大分県宇佐市大字山手1-1  
 TEL. 0978 (33) 321-32

①

区分	有効期限	年	月	日	シートNo.
現金会員様	様	19	5		46274
コード	15-08001-10587-0000 00080	Ⅲ	売上		
油SS	08001	P.	数量(ℓ)	単価(円)	金額(円)
商品	レギュラー	3	20.00	135.2	2704
品内	<消費税 216 >				¥2920
					9230 0130-00
	消費税については、 外税表示となっています。				
	方:7080 5千:2080 3千: 80				14:06

月に一度は安全点検

②

ENEOS

納品書(領収書)

2019年05月13日 13:21

売上  
 YASUHIKO OJIMA 様  
 2-060022-0400X-XXX  
 ENEOSカード  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P-03  
 37.80ℓ  
 141.7  
 (内ガソリン税53.80円) ¥2,114  
 合計 ¥5,659  
 (内消費税等(8.00%)) ¥419  
 クレジット支払  
 有効期限: XX/XX/NC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 964  
 ENEOSポイント残高: 3,300P  
 ポイント交換は当店で可能です。  
 本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社  
 大分宇佐SS  
 大分県 宇佐市  
 大字山下 1222-1  
 TEL:0978-33-5021 SS-060022  
 1stNo. 012-01 2ndNo.6730-6732  
 外通番17-00954  
 023-  
 2019/05/13

③

ENEOS

納品書(領収書)

2019年05月29日 11:31

売上  
 YASUHIKO OJIMA 様  
 2-060022-0400X-XXX  
 ENEOSカード S  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P-02  
 37.80ℓ  
 141.7  
 (内ガソリン税53.80円) ¥2,034  
 合計 ¥5,443  
 (内消費税等(8.00%)) ¥409  
 クレジット支払  
 有効期限: XX/XX/NC  
 支払方法: 一括払い  
 承認番号: 0041680  
 ENEOSポイント残高: 3,300P  
 ポイント交換は当店で可能です。  
 本日分のポイントは次回以降のご利用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社  
 大分宇佐SS  
 大分県 宇佐市  
 大字山下 1222-1  
 TEL:0978-33-5021 SS-060022  
 1stNo. 2159-01 2ndNo.3276-3278  
 外通番17-92355  
 007-  
 2019/05/29

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。



# 領収書等の添付様式

整理番号 601

領収書その他の証拠書類の添付欄


明細書

2019年5月15日発行 1 / 2ページ

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 今回のご利用明細をご案内申し上げます。  
 ※5月11日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等に  
 つきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

お支払日	2019年 6月 3日
ご請求金額合計	_____円

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の別社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引落しさせていただきます。契約毎のお引落しご希望の場合はお手続きが必要となります。下記ご指定口座よりお支払日にお引落しいたします。お引落日前日迄にご用意下さい。

尾島 保彦 様  
  
 101000 D6100031A  
 064134629469983631 00062718#



ご利用のカード名称/カード会員番号 (V, Visa, J, JCB)	_____
金融機関	_____
支店	_____
口座番号	_____
口座名義	_____

東海財務局長(11)第00172号

ご利用明細 ENEOSサービスステーションご利用分のポイント対象売上には☆☆を表示しています。

2 / 2ページ

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法	金額	今回ご請求金額(円)	摘要
			尾島 保彦 様				

01-06-03 200

19: 410 ETC 通行料金	● は利用日	1,550	1回払	1,550 ETC 宇佐 大分 普通車
06: 410 ETC 通行料金		1,550	1回払	1,550 ETC 大分 宇佐 普通車

事業名、使途及び内容等

ETC利用料金 会議費2回 3,100円  
 (6月3日支払い分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 領収書等の添付様式

整理番号 602

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-06-04 | 100 | \*6,804 | リコーリース (カ)

事業名、用途及び内容等

コピー機リース料6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 3,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 **603**

領収書その他の証拠書類の添付欄

※※ 検針票兼ご請求書 ※※

2019年 7月分 発行日 2019/07/11  
 伝票No 411472-1  
 コード 002-0570

尾島 保彦 様 (#001)

今回検針 7/11 60.8  
 前回検針 6/ 8 60.8

今回使用量 0.0m3  
 (前回使用量 0.0m3 前年使用量 0.0m3)

ガス基本料金	1,730
ガス従量料金	0
ガス消費税	138
<b>ガス料金 (a)</b>	<b>1,868</b>
設備料金等 (b)	0
<b>今回ガス料金 (a+b)</b>	<b>1,868</b>
本日お買上額 (c)	0
前月繰越金 1,868	
6月分振替予定額 (7/10)	1,868*
その他ご請求残高 (d)	0

**今回ご請求額 1,868**  
 (a)+(b)+(c)+(d)

<< 前回分口座振替結果 >>  
 5月分のご請求金額 1,983円を  
 6月10日口座振替により領収致しました。  
 ありがとうございました。



有限会社 小野屋  
 宇佐市大字辛島295番地の1  
 TEL:0978-32-0259  
 担当

事業名、使途及び内容等

事務所ガス代 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 991 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 604

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用料金のご案内 (トコロと利用分)		
お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2019年 5月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	7,215円	
前月ご請求金額	7,205円 (税込)	
カケホ/ライトプラン 2019年 4月末現在)	継続利用期間は、 4月末で23年10か月です。 ご契約期間は 1年12か月です。	

01-06-10 | 200 \*7,215 | [REDACTED]

事業名、用途及び内容等

携帯電話料 5月分

・基本使用料	2,700円	
・パケット定額料金	2,900円	
・消費税	448円	合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 3,024円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 **605**

領収書その他の証拠書類の添付欄

### 電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告  
付につき福  
税務署承認

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8751-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
2019年6月分	領収金額 円 11,719
燃料費等調整額 円 -5	再エネ賦課金 円 64
延滞利息 円	消費税等相当額 円 868
ご契約アンペア kVA-kW 12	ご使用量 kWh 22
種別 テコリヨク	ピーク
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日 618 717
ご使用期間 5月9日 ~ 6月5日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

### 電気料金領収証(口座振替払用)

印紙税申告納  
付につき福岡  
税務署承認済

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

供給地点特定番号 09-0000-1349-8651-0000-0000	
ご契約名義 オシマ ヤスヒコ 様	
2019年6月分	領収金額 円 14,730
燃料費等調整額 円 -113	再エネ賦課金 円 1,513
延滞利息 円	消費税等相当額 円 1,091
ご契約アンペア kVA-kW 60	ご使用量 kWh 513
種別 テントウ	ピーク
取扱金融機関名 *****	口座番号 *****
お客さま番号	振替月日 翌月分振替月日 618 717
ご使用期間 5月9日 ~ 6月5日	

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、用途及び内容等

事務所電気料(電力)(電灯)6月分  
上記のうち60%は15,869円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 7,934円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号

606

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-06-20 | 100 | \*3,808 | RL)リコーシヤパン(カ

事業名、用途及び内容等

コピー機使用料 5月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 1,904 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	607
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-06-28	100	*67,000	リウキョウ 2) カシマフト
01-06-28	100	*648	定額送金

事業名、使途及び内容等

事務所家賃 7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 33,824 円)

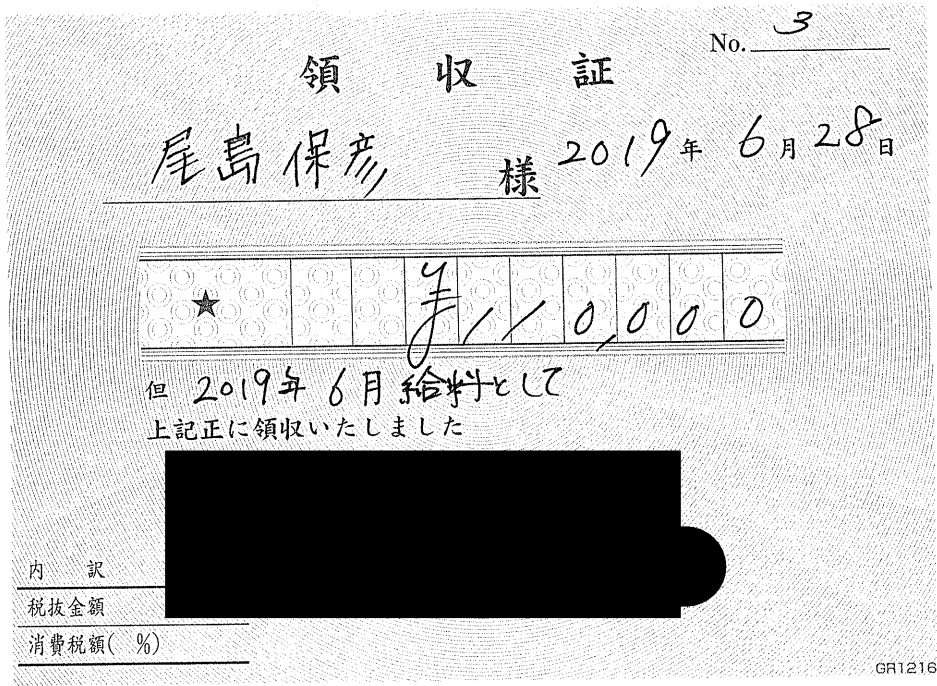
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

領収書等の添付様式

整理番号 608

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務員給料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 55,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 609

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 2019年6月28日

おじま 保彦事務所 様

銘柄	部数	金額	合計金額
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
			1年6月分 上記金額領収致しました。

銀行自動振込できます。



大分合同新聞 四日市プレスセンター  
重松 孝二  
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5

毎度ご愛読ありがとうございます。

毎日新聞 領収証

390130-00 尾島保彦様

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	消費税	合計金額
毎日新聞	1	2864	229	3,093

消費税を含む  
毎度ご購入有難うございます。

法鏡寺・四日市南・天津南販売店  
宇佐市大字園84 (徳光弘文)  
TEL 33-2117

毎日新聞  
2019年06月分  
領収印

ASA 領収証  
09\_38 157256 19\_6

ASA 領収証  
No. 1

四日市 88-4

尾島 保彦 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
西日本新聞	1	3,400	3,400

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

西日本新聞・日経新聞  
朝日新聞大分販売(株)  
宇佐市大字石田177-3  
TEL 0978-33-4666



2019年6月28日

毎度ご購入ありがとうございます

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

尾島 保彦

新聞・雑誌名 部数 金額  
日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497



領収書

3,497 円

2019年6月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

〒874-0910  
別府市石垣西8丁目2-31  
日本共産党北部地区委員会  
TEL 0977-22-6576

領収日 6/28 署名

事業名、使途及び内容等

- 大分合同新聞購読料 3,093円
  - 毎日新聞購読料 3,093円
  - 西日本新聞購読料 3,400円
  - 赤旗新聞購読料 3,497円
- 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 政務活動費 走行証明書 (自動車用)

【令和1年 6月分】

日	目的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備考
			目的地1	目的地2	目的地3			
3	UJターンの家賃補助制度についての調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
5	廃材の野焼きについての調査	自宅	大分中島			自宅	126 km	
7	商工観光委員会事務調査	自宅	北部振興局			自宅	20 km	
8	安心院地域の観光振興調査	自宅	東椎屋			自宅	64 km	
10	福祉保健生活環境委員会事務調査	自宅	北部振興局	下庄		自宅	28 km	
13	文教警察委員会事務調査	自宅	中津教育事務所			自宅	28 km	
17	宝くじ助成金の補助事業について調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
18	土木建設委員会事務調査	自宅	安心院	宇佐土木	柳ヶ浦	自宅	56 km	
27	農林水産委員会事務調査	自宅	北部振興局			自宅	20 km	
28	第2回定例会議案の調査	自宅	県庁			自宅	126 km	
29	宇佐市青少年健全育成の現状について調査	自宅	ウサノピア			自宅	20 km	
							km	
							km	
計							740 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ

議 員 名 尾島 保彦



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



【令和 1年 6月分】

【令和 1年 6月分】			自動車登録番号	[REDACTED]
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月8日	39.5	5,530	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	1
6月18日	41	5,658	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	2
計		11,188	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	2,972 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	5,208 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,236 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	740 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.3309	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,702 円 …⑦

- 注 1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



【令和1年 6月分】

①

**ENEOS**

納品書(領収書)

2019年06月08日 12:17

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-07  
39.50L

140円 45,530  
(内ガソリン税53.80円 2,125)  
合計 ¥5,530  
(内消費税等(8.00%) ¥410)

クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法: 一括払い  
承認番号: 0044590  
現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOS®イ外残高: 5,240P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 0832-01 デーNo4221-4223  
外通番17-93258  
2019/06/08

②

**ENEOS**

納品書(領収書)

2019年06月18日 17:09

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-10  
41.00L \*

138円 ¥5,658  
(内ガソリン税53.80円 ¥2,206)  
合計 ¥5,658  
(内消費税等(8.00%) ¥419)

クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法: 一括払い  
承認番号: 001875  
現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOS®イ外残高: 3,402P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸栄石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 3715-02 デーNo5002-5464  
外通番17-94184  
001 2019/06/19

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。



# 領収書等の添付様式

整理番号 70/

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 〈上下水道使用水量検針票〉

令和元年7月分使用水量のお知らせ

検針日 元年7月12日 検針員 [REDACTED]

使用住所 宇佐市大字四日市88-4

方書

氏名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768

用途・口径 営業用・13mm

量水器の種類 上水

今回指針	360	m <sup>3</sup>
前回指針(-)	354	m <sup>3</sup>
取替水量(+)	0	m <sup>3</sup>
今回使用水量	6	m <sup>3</sup>

今回検針分振替日・納期限 令和元年 9月 2日

上水道	6 m <sup>3</sup> (	1,620	) 円
下水道	6 m <sup>3</sup> (	1,080	) 円

連絡事項

## 口座振替のお知らせ

5月分 振替日 令和元年 7月 1日

上水道	6 m <sup>3</sup> (	1,620	) 円
下水道	6 m <sup>3</sup> (	1,080	) 円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。  
連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 5月分  
上記のうち60%は 1,620円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	702
------	-----

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等利益領収証  
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)  
尾島保彦事務所 様

記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2019年 7月17日発行)

2019年 6月ご請求分 (2019年 7月 1日振替)

取金額 (AMOUNT RECEIVED) 9,108円

融機関名 FIN/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



事業名、使途及び内容等

事務所電話料 6月分  
(光電話・インターネット)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 4,554円 )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円 )

# 領収書等の添付様式

整理番号 **703**

領収書その他の証拠書類の添付欄 **01-07-02 | 200**

**カードご利用代金明細書**



尾島 保彦 様



101000 D6100041A

064134629469983631 00062943#



東海財務局長(11)第00172号



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 今回のご利用明細をご案内申し上げます。  
 ※6月11日以降の支払方法変更・繰上返済入金分・返品分等につきましては本明細には反映されておりませんのでご了承ください。

お支払日 **2019年 7月 2日**  
 ご請求金額合計 **[Redacted]**

本カード契約以外に同一支払日・支払口座の弊社ご契約がある場合、原則、まとめて口座よりお引落しさせていただきます。契約係のお引落しをご希望の場合はお手続きが必要となります。下記ご指定口座よりお支払日にお引き落しいたします。お引落し前日迄にご用意下さい。

ご利用のカード名称/カード会員番号 (V/Visa,J/CB)

[Redacted Card Information]

ご利用明細 ENEOSサービスステーションご利用分のポイント対象売上には☆☆を表示しています。

2 / 2ペー

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法	金額	今回ご請求金額(円)	概要
9/5/7	[Redacted]	●	1,550	1回払	1	1,550	ETC 大分 宇佐 普通車
9/5/7	[Redacted]	●	520	1回払	1	520	ETC 宇佐 大分 普通車
9/5/8	[Redacted]	●	1,550	1回払	1	1,550	ETC 宇佐 大分 普通車
9/5/9	[Redacted]	☆☆	1,550	1回払	1	1,550	ETC 大分 宇佐 普通車
9/5/9	[Redacted]	☆☆	1,550	1回払	1	1,550	ETC 宇佐 大分 普通車
9/5/11	[Redacted]	☆☆	1,230	1回払	1	1,230	ETC 大分米良 宇佐 普通車
9/5/11	[Redacted]	☆☆	1,230	1回払	1	1,230	ETC 宇佐 大分米良 普通車
9/5/13	[Redacted]	☆☆	1,550	1回払	1	1,550	ETC 宇佐 大分 普通車
9/5/14	[Redacted]	☆☆	1,130	1回払	1	1,130	ETC 別府 宇佐 普通車
9/5/14	[Redacted]	☆☆	1,130	1回払	1	1,130	ETC 宇佐 別府 普通車

事業名、使途及び内容等

ETC利用料金 ・ 調査研究費8回 10,920円 ・ 会議費 2回(5/7) 2,070円  
 (7月2日支払い分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	704
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-03 | 購買品

\*906家の光7月号

事業名、使途及び内容等

家の光購読料 7月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 領収書等の添付様式

整理番号	705
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-04 | 100 | \*6,804 | リコーリース (カ)

事業名、用途及び内容等

コピー機リース料7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 3,402 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

706

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

大分労働局

※取扱庁番号

00079647

徴収助定 保険料収入及び一般拠出金収入

労働保険特別会計

0847

厚生労働省所管

6118

※平成

31

年度

労働保険番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
44102031215	4	4	10	2031215	-0000	7	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は7) ※徴定年度(元号:平成は7)

元号

7

平成

31

元号

7

平成

31

納付の目的

1. 平成

51年度概算  
1期  
(全期又は1期)

2. 平成

70年度確定

※収納区分

62

※認決区分

※内証券受領

円

(住所) 〒879-0471 大分市

大分市

98-1

(氏名) 屋島保彦事務所

殿

08-8011162 AA1A44R014681#

44102031215-000 0014681 E

大分労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

内訳	十億	千	百	十	万	千	百	十	円
労働保険料				7	1	4	8	2	0
一般拠出金								7	2
納付額(合計額)				7	1	4	8	4	3

あて先  
〒870-0037  
大分市桑原日町17-20  
大分第2ソフイアプラザビル  
大分労働局

上記の合計額を領収しました。

領収書付印  
1.7.10  
72124  
(納付者渡し)

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

事業名、用途及び内容等

労働保険料 事業主負担分

11,138

※確定額

563

	労災保険料		雇用保険料		一般拠出金		合計
事業主	3/1000	135	6/1000	270	0.02/1000	23	428
個人		-	3/1000	135		-	135
合計	3/1000	135	9/1000	405		23	563

※概算額

14,280

	労災保険料		雇用保険料		一般拠出金		合計
事業主	3/1000	3,570	6/1000	7,140		-	10,710
個人		-	3/1000	3,570		-	3,570
合計	3/1000	3,570	9/1000	10,710		-	14,280

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の支出額 ( 5,569 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 ( 円)

整理番号 707

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ※※ 検針票兼ご請求書 ※※

2019年 8月分 発行日 2019/08/08  
 伝票No 414611-1  
 コード 002-0570

尾島 保彦 様 (#001)

今回検針 8/ 8 60.8  
 前回検針 7/11 60.8

今回使用量 0.0m<sup>3</sup>  
 (前回使用量 0.0m<sup>3</sup> 前年使用量 0.0m<sup>3</sup>)

ガス基本料金		1,730
ガス従量料金		0
ガス消費税		138
ガス料金 (a)		1,868
設備料金等 (b)		0
今回ガス料金 (a+b)		1,868
本日お買上額 (c)		0
前月繰越金		1,868
7月分振替予定額 (8/13)		1,868*
その他ご請求残高 (d)		0

今回ご請求額 1,868  
 (a)+(b)+(c)+(d)

<前回分口座振替結果>

6月分のご請求金額 1,868円を  
 7月10日口座振替により領収致しました。  
 ありがとうございました。

株式会社 小野屋  
 宇佐市大字幸島295番地の1  
 TEL:0978-32-0259  
 担当

事業名、使途及び内容等

事務所ガス代 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 934 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 708

領収書その他の証拠書類の添付欄

**ご利用料金のご案内 (トコモご利用分)**

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
	2019年 6月ご請求分	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日
ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	7, 5 1 3 円	
前月ご請求金額	7, 2 1 5 円 (税込)	
カケホノライトプラン (2019年 5月末現在)	継続利用期間は、 5月末で23年11か月です。 ご契約期間は 1か月です。	

注  
記

01-07-10 | 200 | \*7,513Dカート"/DCMX

事業名、用途及び内容等

携帯電話料 6月分	・基本使用料	2,700円	
	・パケット定額料金	2,900円	
	・消費税	448円	合計 6,048円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 3,024 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 709

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

尾島 保彦

様 No. \_\_\_\_\_

★

¥2,700-

但

書籍「平成と大分」

2019年7月16日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入  
印 紙

税抜金額  
消費税額等(%)

株式会社 大分合同エデュカル

大分市府内町3-9-15 大分合同新聞社3F  
TEL(097)538-9614 FAX(097)538-9691

コクヨ ウケ-1097

事業名、用途及び内容等

書籍「平成と大分」

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 **710**

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございます。

印紙税申告  
付につき福岡  
税務署承認

供給地点特定番号 <b>09-0000-1349-8651-0000-0000</b>		ご契約名義 <b>オシマ ヤスヒコ</b>	
2019年7月分		領収金額 円 <b>13,687</b>	
燃料費等調整額 円 <b>-129</b>	再エネ賦課金 円 <b>1,407</b>	延滞利息 円 <b>0</b>	消費税等相当額 円 <b>1,013</b>
ご契約アンペア kVA-kW <b>60</b>	ご使用量 kWh <b>477</b>	種別 <b>デパート</b>	口座番号 <b>*****</b>
お客さま番号 <b>0452111404000135631</b>	振替月日 <b>7/17</b>	翌月分振替月日 <b>8/16</b>	ご使用期間 <b>6月6日 ~ 7月3日</b>

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-8)

## 電気料金領収証(口座振替払用)

下記金額を口座振替により領収いたしました。  
ありがとうございました。

印紙税申告納  
付につき福岡  
税務署承認済

供給地点特定番号 <b>09-0000-1349-8751-0000-0000</b>		ご契約名義 <b>オシマ ヤスヒコ</b>	
2019年7月分		領収金額 円 <b>15,948</b>	
燃料費等調整額 円 <b>-69</b>	再エネ賦課金 円 <b>758</b>	延滞利息 円 <b>0</b>	消費税等相当額 円 <b>1,181</b>
ご契約アンペア kVA-kW <b>12</b>	ご使用量 kWh <b>257</b>	種別 <b>テニスコ</b>	口座番号 <b>*****</b>
お客さま番号 <b>0452111404000135751</b>	振替月日 <b>7/17</b>	翌月分振替月日 <b>8/16</b>	ご使用期間 <b>6月6日 ~ 7月3日</b>

(お知らせ)

本証により集金することはありません。右面もご覧ください。  
九州電力株式会社(作成地:福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)

事業名、使途及び内容等

事務所電気料(電力)(電灯)7月分  
上記のうち60%は17,781円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( **50%** )

あん分による政務活動費の充当額 ( **8,890円** )

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( **円** )

# 領収書等の添付様式

整理番号	711
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-19 | 家の光 | \*61711718

事業名、使途及び内容等

家の光購読料 8月号

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 712

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-22 | 100 | \*2,286 | RL)リコーンヤカペン(カ)

事業名、使途及び内容等

コピー機使用料 6月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 1,143 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 領収書等の添付様式

整理番号	7/3
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

01-07-30	100	*67,000 リウキョウ エ) カワシマト
01-07-30	100	*648 定額送金

事業名、用途及び内容等

事務所家賃 8月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 33,824 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 714

領収書その他の証拠書類の添付欄

## <上下水道使用水量検針票>

令和元年8月分使用水量のお知らせ

検針日 令和元年8月12日 検針員 XXXXXXXXXX

使用住所 宇佐市大字四日市88-4

方 書

氏 名 尾島 保彦 様

お客様番号 0020316984-003

メータ番号 W768

用途・口径 営業用・13mm

量水器の種類 上水

今回指針	365	m <sup>3</sup>
前回指針(-)	360	m <sup>3</sup>
取替水量(+)	0	m <sup>3</sup>
今回使用水量	5	m <sup>3</sup>

今回検針分振替日・納期限 令和元年 9月 30日

上水道	5 m <sup>3</sup> (	1,620	) 円
下水道	5 m <sup>3</sup> (	1,080	) 円

連絡事項

## 口座振替のお知らせ

6月分 振替日 令和元年 7月31日

上水道	5 m <sup>3</sup> (	1,620)	円
下水道	5 m <sup>3</sup> (	1,080)	円

上記のとおり振替しましたのでお知らせします。  
連絡先については、裏面をご覧ください。

事業名、使途及び内容等

事務所上下水道代 6月分  
上記のうち60%は 1,620円

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 810 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	715
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西暦本と利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7909-1649  
 ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 尾島保彦事務所 様

記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2019年 8月17日発行)

2019年 7月ご請求分	(2019年 7月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	9,065円
振替機関名 (NK/POST OFFICE)	* * * * *
口座番号 (ACCOUNT)	* * *

印紙税申告納付につき 芝税務署承認済

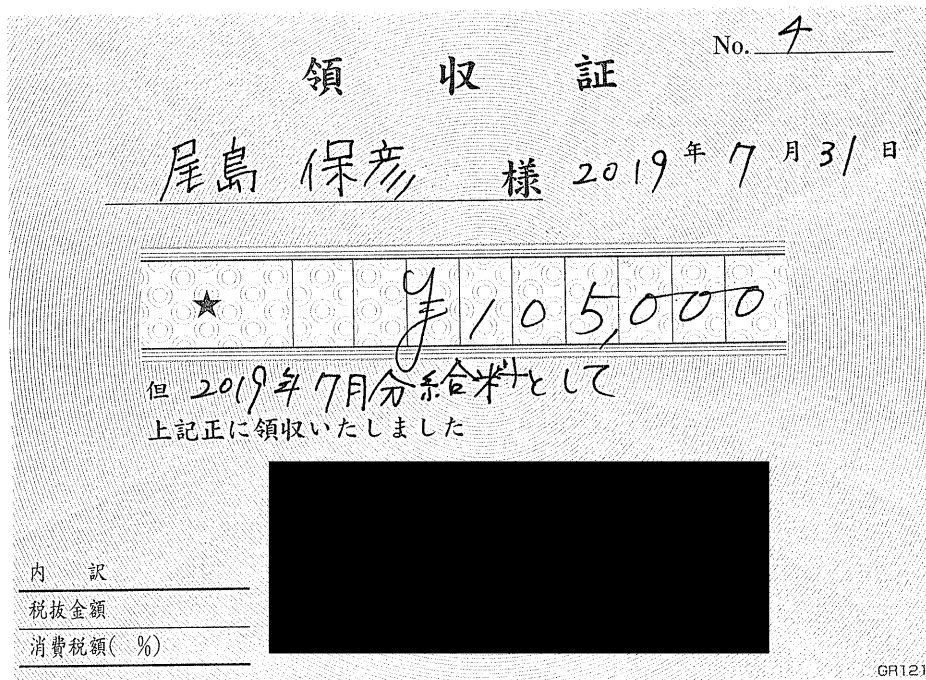
NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

事業名、使途及び内容等	事務所電話料 7月分 (光電話・インターネット)
あん分による充当の場合	あん分の率 ( 50% ) あん分による政務活動費の充当額 ( 4,532 円)
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 716

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

事務員給料 7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50% )

あん分による政務活動費の充当額 ( 52,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	717
------	-----

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証 No. 030-01400 領収日 平成31年7月31日

◎ 毎日新聞 ◎ 領収証

おじま 保彦事務所 様

390130 - 00 尾島保彦様

宇佐市四日市 尾島保彦事務所

銘柄	部数	金額	合計金額
大分合同新聞	1	3,093	3,093 円
			1年7月分
上記金額領収致しました。			
銀行自動振込でできます。			



銘柄	部数	金額	消費税	合計金額
毎日新聞	1	2864	229	3,093
消費税を含む 毎度ご購入有難うございます。				

法鏡寺・四日市南・天津南販売店  
宇佐市大字関84 (徳光弘文)  
TEL 33-2117

毎日新聞  
平成31年07月分  
領収印  
7/31

大分合同新聞 四日市プレスセンター  
重松 孝二 (Seimatsu Takahashi)  
TEL 33-5547 宇佐市大字石田126-5

毎度ご愛読ありがとうございます。

支店 09-38 157256 年月分 19 7

ASA 領収証

No. 1

四日市 88-4

尾島 保彦



領収書

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
西日本新聞	1	3,400	3,400
			(消費税込)
上記金額を領収しました。			

西日本新聞・日経新聞  
朝日新聞大分販売部  
宇佐市大字石田177-3  
TEL 0978-33-4666



19.7.31

新聞・雑誌名  
日刊「しんぶん赤旗」

部数 1 金額 3,497

3,497 円

2019年7月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。  
〒874-0910  
別府市石垣西8丁目2-31  
日本共産党北部地区委員会  
TEL 0977-22-6576

領収日 7/31 署名

毎度ご購入ありがとうございます  
お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



事業名、用途及び内容等

- ・大分合同新聞購読料 3,093円
  - ・毎日新聞購読料 3,093円
  - ・西日本新聞購読料 3,400円
  - ・赤旗新聞購読料 3,497円
- 7月分

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

整理番号 718

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収書

尾 島 保 彦 様

金額 3,000円

但、福島原発震災情報連絡センター年間機関誌購読料として  
上記正に領収いたしました

2019年7月31日

福島原発震災情報連絡センター

東京都江東区大島9-4-2-1207

中村まさ子



事業名、使途及び内容等

福島原発震災情報連絡センター年間機関紙購読料

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名 県民クラブ

議員名 尾島保彦



【令和 1年 7月分】

自動車登録番号 XXXXXXXXXX

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7月2日	38.9	5,407	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	1
7月14日	38	5,282	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	2
7月24日	36.4	5,059	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	3
7月29日	40	5,560	ニュー丸栄石油 (株) 大分宇佐SS	4
計		21,308	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	5,208 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	8,668 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	3,460 km…④ (③-②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	208 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0601	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,280 円 …⑦

- 注1 使用届出車両ごとに作成すること。  
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。  
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。  
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。  
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。



# 政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名 県民クラブ

【令和1年 7月分】

議員名 尾島保彦



①

## ENEOS

納品書(領収書)

2019年07月02日 16:13

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-06  
36.90L \*  
139円 ¥5,407  
(内ガソリン税53.80円 ¥2,093)  
合計 ¥5,407  
(内消費税等(8.00%) ¥401)  
クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法:一括払い  
承認番号: 0058329  
現金でお買上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOSポイント残高: 3,402P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸柴石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 2027-01 デーNo0130-0132  
外通番17-95458  
00 [REDACTED] 2019/07/03

②

## ENEOS

納品書(領収書)

2019年07月14日 11:05

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-06  
36.00L \*  
139円 ¥5,282  
(内ガソリン税53.80円 ¥2,044)  
合計 ¥5,282  
(内消費税等(8.00%) ¥391)  
クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法:一括払い  
承認番号: 0039154  
現金でお買上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOSポイント残高: 3,558P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸柴石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 7165-01 デーNo2065-2067  
外通番17-95534  
00 [REDACTED] 2019/07/14

③

## ENEOS

納品書(領収書)

2019年07月24日 08:44

売上  
YASUHIKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-06  
36.49L \*  
139円 ¥5,059  
(内ガソリン税53.80円 ¥1,958)  
合計 ¥5,059  
(内消費税等(8.00%) ¥375)  
クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法:一括払い  
承認番号: 0031644  
現金でお買上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOSポイント残高: 3,558P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸柴石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 3515-01 デーNo2119-2121  
外通番17-97444  
00 [REDACTED] 2019/07/24

④

## ENEOS

納品書(領収書)

2019年07月29日 16:09

売上  
KYOKO OJIMA 様  
2-060022-0400X-XXX  
ENEOSカード S  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-10  
40.00L \*  
139円 ¥5,560  
(内ガソリン税53.80円 ¥2,152)  
合計 ¥5,560  
(内消費税等(8.00%) ¥412)  
クレジット支払  
有効期限: XX/XX NC  
支払方法:一括払い  
承認番号: 0057949  
現金でお買上げの場合は領収書にかき添えて頂きます。  
消費税額表示のない場合は消費税を請求書にて  
ご請求いたします。  
消費税には、地方消費税が含まれています。  
ENEOSポイント残高: 3,558P  
ポイント交換は当店でも可能です。  
本日分のポイントは次回以降のご利  
用代金明細書に反映されます。

ニュー丸柴石油 株式会社  
大分宇佐SS  
大分県 宇佐市  
大字山下 1222-1  
TEL:0978-33-5021 SS-060022  
レシートNo 6338-02 デーNo08673-8675  
外通番17-98026  
01 [REDACTED] 2019/07/30

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。